

## 「市田柿」地域団体商標の使用基準

特産「市田柿」のブランド化を図り、地域産業として将来にわたり維持発展させるため、「市田柿」商標の使用に関する協定書第1条による使用基準について、次のとおり定める。

### 1 原料及び製造地域の特定

「市田柿」商標の使用は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- 1) 干し柿の原料となる柿は、飯田市・下伊那郡地方（以下「当地方」という。）で栽培された市田柿に限る。
  - 2) 当地方で脱針式にて製造された市田柿に限る。
- ただし、市田柿商標管理委員会で承認された場合には、この限りでない。

### 2 表示義務等の徹底

- 1) 食品表示法、計量法、及び景品表示法に基づき、以下の遵守事項に従った表示を行うこと。
  - (ア) 一括表示による「名称」、「原材料名(原産地名)」、「内容量」、「賞味期限(品質保持期限)」、「保存方法」、「製造者の住所及び氏名」の表示
  - (イ) 栄養成分の表示
  - (ウ) 優良誤認表示及び有利誤認表示等の不当表示を行わない。

### 3 衛生管理及び品質保持等の徹底

- 1) 原料柿の生産においては適切な肥培及び防除を徹底し、その履歴を管理し、厳格に安全性の確認を行うこと。
- 2) 加工工程においては、干し柿衛生管理マニュアル（飯田下伊那地域の市田柿を製造又は販売する事業者及び農業関係団体が定めた自主基準）に則った衛生管理を行うこと。
- 3) 次の物は販売しないこと。
  - (ア) カビの発生、内部発酵（異臭の発生）、変色等の著しい品質低下を来した物
  - (イ) 異物が混入した物（異物とは毛髪、ゴミ、昆虫、金属類等をいう。）
  - (ウ) 表面の白粉（果糖の結晶）にもどりの見られる物
  - (エ) 渋味のある物
  - (オ) 硫黄くん蒸を行う物については、処理工程が不適切で品質低下を来した物
- 4) 流通及び販売段階における品質管理に関する指示を徹底すること。

### 4 自主検査の実施

- 1) 加工生産段階における衛生管理と加工生産に用いる施設及び設備の衛生・安全点検を徹底すること。
- 2) 出荷段階における品質、包装、表示等の検品を徹底すること。

### 5 その他

- 1) お客様に愛され信頼される市田柿の提供に最大限努めること。
- 2) お客様からの問い合わせ及びクレーム等については、迅速かつ誠意ある対応に努めること。